

第1章 計画策定にあたって

1-1 計画策定の背景と趣旨

【国の動向】

- ①平成22年4月「子ども・若者育成支援推進法」の施行
- ③平成27年4月「子ども・子育て支援新制度」の施行（市町村は5年ごとに計画を策定）
- ④令和5年4月「子ども基本法」の施行、「子ども大綱」や「子ども未来戦略」が閣議決定

【市の取組】

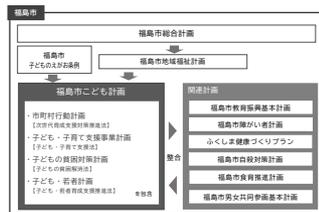
- ①平成17年4月「福島市青少年プラン」を策定
- ②平成27年4月「福島市子ども・子育て支援事業計画」を策定
- ③令和2年4月「子ども・子育て新ステージプラン（第2期福島市子ども・子育て支援事業計画）」を策定
- ④令和3年6月「福島市子どものえがお条例」の制定・施行

このような状況のなか、令和6年度をもって「子ども・子育て新ステージプラン」の計画期間が終了となることから、「福島市子どものえがお条例」に基づき、子ども・若者が健やかに成長し、結婚・妊娠・出産の希望がかない、子育てに喜びを感じることができるよう支援や取組を推進していくとともに、子どもの貧困対策や若者支援などの課題に総合的に対応する方針等を示す計画として策定する。

1-2 計画の位置づけ

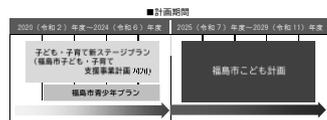
本計画は、「福島市総合計画」の子ども・若者・子育て施策分野の個別計画であるとともに、関連する他の計画と整合性を図りながら、子ども・若者・子育て支援施策を総合的に推進するための計画であるほか、以下の計画を包含して策定します。

- ・市町村子ども計画（子ども基本法第10条第2項）
- ・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）
- ・子ども・子育て支援計画（子ども・子育て支援法）
- ・市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
- ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）
- ・福島市子どものえがお条例に基づく「推進計画」



1-3 計画の期間

令和7年度から令和11年度（5年間）



1-4 計画の対象

子ども（0歳～概ね18歳まで）と子育て家庭（妊婦・出産期を含む。）及び若者（概ね13歳から概ね30歳未満、取組によっては40歳未満）を主たる対象とします。

1-5 計画の策定体制

- ①アンケート調査の実施
- ②若者ワークショップの実施 ～「福島っ子ベース」～
- ③福島市社会福祉審議会児童福祉専門分科会による審議
- ④パブリックコメントによる意見公募
（予定）令和6年12月20日～令和7年1月20日



第2章 子どもと子育て家庭、若者を取り巻く状況

2-1 統計からみる福島市の状況

- ・人口・世帯の状況（本市の総人口や出生数・女性の就業率・外国人人口の推移 など）
- ・子どもを取巻く状況（子どもの人口推移・保育施設等の利用状況推移・児童虐待通報件数 など）

2-2 アンケート調査からみる福島市の現状

- ・子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（就学前児童の保護者・小学生の保護者）
- ・子どもの生活に関する実態調査（小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者）
- ・高校生・若者の意識調査（30歳未満）

2-3 福島市の主要課題

課題1 子どものいのちと権利を守り、最善の利益の確保

いじめ・不登校、ヤングケアラー、児童虐待、貧困などといった子どもを取り巻く事案が深刻化、複雑化してきており、相談・支援体制の強化など、子どもの最善の利益を確保する取組を進める必要があります。併せて、子どもが権利の主体であることについて、子ども自身を含め社会全体が理解し、子どもの声を聴き、子どもにやさしいまちづくりを推進していくことが必要です。

課題2 ことも安全安心な環境の中で、様々な遊びや学び、体験ができる機会・居場所の充実

地域の繋がりの希薄化、少子化の進展などにより、子ども・若者が安心して過ごせる居場所を持つことが難しくなっています。家庭を基盤としつつ、地域や学校など様々な場所において、安全安心な環境の中で多様な人と関わり、遊びや学び、体験ができる機会と居場所の充実が必要です。

課題3 子どもの健やかな成長を促す学びの環境整備

不登校・いじめ・ひきこもりなど、子どもを取り巻く課題が顕在化してきています。将来を担う子どもたちが、夢と希望を持ち健やかに成長できるよう幼児教育・保育施設、学校・家庭・地域社会が連携を深め、子どもたちの「生きる力」を培い、未来を切り拓く力を育む教育を進める必要があります。また、保育・教育施設の老朽化が進んでおり、最適な保育・教育環境の整備が必要です。

課題4 若者の生活基盤の安定をはかり、就労・結婚・出産・子育ての希望を叶える

若い世代の多くが、仕事や金銭面での悩みを抱え、将来の見通しが持てないことは、未婚化や晩婚化、少子化の要因ともなっており、生活基盤の安定を図るとともに、就労・結婚の希望を叶えるための支援が必要です。

課題5 ライフステージを通じた、安心して出産・子育てできる環境づくり

結婚・出産に対する価値観の多様化、経済的負担、子育て環境、雇用の不安などを背景として、出産や子育てに対する負担感が増大しています。子育て世帯の経済的負担の軽減、仕事と子育ての両立支援など、安心して出産し、楽しくやりがいを持って子育てができる環境づくりを進めていく必要があります。

課題6 多様化する保育ニーズへの対応

少子化が進行するなかでも、保護者の就業割合は増加しており、保育ニーズは依然として高い状況となっています。待機児童対策、潜在的待機児童の縮減に引き続き努めていく必要があります。併せて、延長保育や休日保育、病児・病後児保育や一時預かり事業など、多様な保育サービスと質の向上が求められています。

課題7 困難を抱える子どもやその家庭への支援

貧困、虐待、ヤングケアラー、障がい、外国にルーツがある子ども、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など、様々な困難を抱える子どもとその家庭への支援が必要です。とりわけ、社会問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、発生を未然に防止することが重要となります。

第3章 計画の基本的な考え方

3-1 基本理念

子ども・若者のえがおあふれる ふくしま ～ 子どもファーストのまちづくり ～

子ども・若者は、将来の主人公であり、地域の宝です。そして、無限の可能性を秘めています。子ども・若者が自分らしく成長するには、保護者による愛情のこもった養育に加え、地域社会からの支援により整えられた適切な環境が必要です。全ての子ども・若者が、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会、すなわち、「子どもファーストのまちづくり」を目指して、子どもの育ち・若者の自立を支援し、子ども・若者のえがおあふれる「ふくしま」をつくりまします。

3-2 基本目標 3-4 施策体系

I 子どもの育ち・若者の自立を支えるまち

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 子ども・若者の権利の理解促進 | 5 多様な体験・ふれあいの機会づくり |
| 2 子ども・若者の意見表明・参画の促進 | 6 子ども・若者の健全育成の推進 |
| 3 保育・教育環境の充実と質の向上 | 7 若者の自立支援の充実 |
| 4 子ども・若者の居場所づくり | |

II 安心して子育てできるまち

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1 妊娠・出産・子育てへの支援 | 3 子育て家庭等への経済的支援 |
| 2 多様な保育サービスの充実 | 4 仕事と家庭との両立支援 |

III 困難を抱える子ども・若者を支えるまち

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 児童虐待防止対策の充実 | 5 こどもの貧困対策の推進 |
| 2 ヤングケアラー支援 | 6 障がいや発達の違いなどに対する支援の充実 |
| 3 不登校・ひきこもり支援 | 7 その他困難に直面する子どもへの支援 |
| 4 ひとり親家庭への支援の充実 | |

IV 地域全体で子育てを支えるまち

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1 安全・安心な子育て環境整備 | 3 子育て支援のネットワークづくり |
| 2 子ども・子育てに優しいまちづくり | |

3-3 計画を推進するための視点

- ①子ども・若者が、安心して生きていくことができ、かつ、一人の人間として尊重されること
- ②子ども・若者が、健やかに育つためにこどもの幸せが追求され、自己肯定感が育まれる環境が整えられること
- ③子ども・若者が、必要な支援を受けることにより、社会で生活する能力を身に付けること
- ④子ども・若者が、一人ひとりの個性及び可能性を伸ばすことができる環境が整えられること
- ⑤市、保護者、育ち学ぶ施設、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすとともに、互いに連携協力して継続的に行われること

第4章 施策の展開

基本目標1 子どもの育ち・若者の自立を支えるまち

- 子ども・若者の人格や個性を尊重し、権利を保障するため、こどもの権利の理解促進を図るほか、こどもの主体性を大切にしながら、意見表明や社会参加等の促進が図られるよう、必要な施策を推進します。
- 子ども・若者が主体的に学び・「生きる力」を育みながら成長し、夢や希望を持って自立できるよう、保育・教育環境の充実や質の向上に努めるほか、多様な体験やふれあいの機会づくりのため、遊び場・居場所づくりに努めます。
- 子ども・若者が多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重しながら、自己実現ができるよう、健全育成や自立支援を推進します。

1 子ども・若者の権利の理解促進	2 子ども・若者の意見表明・参画の促進
すべての子ども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組の推進 ○主な事業 ・子どものえがお条例の普及啓発 ・児童福祉月間等における普及啓発 ・人権教育の推進 ・SOSの出し方に関する教育の実施	社会参加や意見表明の機会の充実 ○主な事業 ・子ども・若者の意見表明の機会の創出 ・ふくしまっ子未来トークの開催（小学生） ・こくりナビ ・児童、生徒への選挙啓発
3 保育・教育環境の充実と質の向上	4 子ども・若者の居場所づくり
保育・教育の学びの環境の充実と質の向上 ○主な事業 ・特色ある幼児教育・保育推進事業 ・福島型個性をのばす教育推進事業 ・幼児教育・保育施設の整備支援 ・福島市学校施設等個別計画の推進 ・公立夜間中学の運営	子ども・若者が健やかに過ごせる遊び場や安心できる居場所づくり ○主な事業 ・〈仮称〉子ども・若者「あそびと居場所」推進プロジェクト ・子ども食堂支援 ・こむこむ館再整備事業 ・放課後児童クラブの整備及び地域等との連携強化
5 多様な体験・ふれあいの機会づくり	6 子ども・若者の健全育成の推進
多様な体験活動の推進、チャレンジする機会の創出 ○主な事業 ・わいわい市民農園農業体験事業 ・ふくしまエコ探検隊の実施 ・ものづくり教室の開催 ・ふくしま防災体験フェアの開催 ・「まちなかこどもの日」の開催	子ども・青少年を健全な成長を阻害する行為からの保護、健やかな成長の促進 ○主な事業 ・地域における健全育成の活動の充実 ・インターネット安全利用啓発事業 ・若者の消費者トラブル防止 ・ブレコンセプションケア事業
7 若者の自立支援の充実	
若者が自らの意思で将来を選択できる取組の推進、結婚を希望する人の希望が実現するための取組の推進、就労・進路選択等に悩みを抱える若者への支援 ○主な事業 ・若年者就職支援事業 ・【再掲】ブレコンセプションケアの推進 ・結婚新生活支援事業 ・結婚等への意識の啓発（出会い創出） ・ふくしま☆スタイル住宅整備事業 ・子育て世帯・若者夫婦世帯向け市営住宅の供給事業	

基本目標2 安心して子育てできるまち

- 誰もが安心して子どもを産み、育てることができるよう、子どもや子育て当事者が抱える不安や悩みを気軽に相談できる体制を拡充するとともに、保育・教育の充実を図るほか、様々な分野の関係機関との連携を強化し、妊娠・出産・子育てへの支援を切れ目なく行うことができるよう、必要な支援を推進します。
- 希望する人が、希望するタイミングで、結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、生活基盤の安定、仕事と家庭の両立、孤立感・負担感を軽減し、健康で、自己肯定感とゆとりをもって、子育てができる環境を整備します。

<p>1 妊娠・出産・子育てへの支援</p> <p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談体制（子ども家庭センター・えがお） ・産前・産後サポート ・乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度） ・小児医療体制の確保 ・乳幼児健診の拡充 ・子ども発達相談会の開催 ・災害時における妊産婦の避難体制の整備 	<p>2 多様な保育サービスの充実</p> <p>多様な保育サービスの実施、保育にかかる人材の確保及び質の向上</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】特色ある幼児教育・保育推進事業 ・【再掲】市立幼児教育・保育施設再編整備事業 ・インクルーシブ教育・保育の推進 ・休日保育事業 ・病児・病後児保育事業 ・幼児教育・保育の質の向上事業 ・保育人材確保（保育士等奨学金貸付事業等）
<p>3 子育て家庭等への経済的支援</p> <p>子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯への支援強化 ・多子世帯の利用料助成 ・福島型給食推進事業 ・子ども医療費の助成 ・国民健康保険税の軽減 ・安心して子育てできる住環境の整備 	<p>4 仕事と家庭との両立支援</p> <p>仕事と家庭生活の調和の推進（ワークライフバランス）男性の家事・子育てへの主体的な参画促進</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性育児休業取得等の推進 ・企業に対する制度周知 ・ダイバーワークスタイル推進事業 ・ファミリーサポートセンター事業 ・アンコンシャス・バイアスの解消

基本目標3 困難を抱える子ども・若者を支えるまち

- 虐待やいじめ等の権利の侵害から子どもを守るとともに、ひとり親家庭や貧困の状況にある家庭、ヤングケアラー等、困難に直面する子ども・若者、子育て当事者が幸せに暮らしていくことができるよう支援します。
- 障がいや発達の遅れや医療的ケア児等支援や配慮を必要とする子ども・若者が必要な支援が受けられるよう施策を推進します。

<p>1 児童虐待防止対策の充実</p> <p>児童虐待の防止</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【再掲】相談体制（子ども家庭センター・えがお） ・子育て世帯・ヤングケアラー訪問支援事業 ・要保護児童対策地域協議会の開催 ・親子関係形成支援事業（ペアレントトレーニング） ・児童養護施設への支援 	<p>2 ヤングケアラー支援</p> <p>ヤングケアラー相談支援</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの早期発見と早期支援 ※アンケート調査の実施 ・【再掲】子育て世帯・ヤングケアラー訪問支援事業
---	---

<p>3 不登校・ひきこもり支援</p> <p>不登校やひきこもりの相談支援</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策支援パッケージ事業 ・まなびの支援連携室「ふれあい教室」の開設 ・ユースプレイス自立支援事業 ・若年者就職支援事業（支援機関と連携） 	<p>4 ひとり親家庭への支援の充実</p> <p>ひとり親家庭への自立支援の推進、経済的支援の充実</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設への入所支援 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・ファミリーサポートセンター利用料金助成 ・ひとり親家庭医療費助成
<p>5 こどもの貧困対策の推進</p> <p>こどもの貧困対策の推進、社会全体でこどもの貧困対策に取り組む機運の醸成</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの学習・生活支援事業 ・就学援助事業 ・奨学金の給付事業 ・自立相談支援事業 	<p>6 障がいや発達の遅れなどに対する支援の充実</p> <p>障がいのある子ども等への医療・福祉支援</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある児童の受入体制の整備（保育施設等） ・子ども発達支援センターにおける保健師等による保育所等訪問支援 ・障がい等のある家庭への支援 ・特別支援教育推進事業
<p>7 その他困難に直面する子ども・若者への支援</p> <p>支援が必要な子どもを守る、子ども・若者の自殺対策</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者の自殺対策 ・複雑・複合的な課題を抱えた世帯への支援 ・外国にルーツのある子どもへの支援 	

基本目標4 地域全体で子育てを支えるまち

- 地域の中で、子どもや子育て当事者が安全で安心して暮らすことができるよう、こどもの見守り等をはじめとする生活環境の整備を図る。
- 地域全体で子どもや子育て当事者を支える機運の醸成、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

<p>1 安全・安心な子育て環境整備</p> <p>こどもの安全確保の推進、非行など問題行動を防ぐ施策の推進</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成市民総ぐるみ運動 ・通学路見守り ・子ども110番のひなんの家 ・防火・防災教育の推進 	<p>2 子ども・子育てに優しいまちづくり</p> <p>子育てにやさしい環境整備の推進</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島市子どものえがお条例の趣旨に基づくアクションプランの実施 ・部活動指導体制整備事業 ・子育て・イベント情報発信の強化
<p>3 子育て支援ネットワークづくり</p> <p>親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築</p> <p>○主な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるこどもの居場所づくり支援事業 ・子育て支援ボランティア等への支援 	

第5章 需要量の見込みとサービス提供量の確保

5-1 需要量の見込みとサービス提供計画

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業について、令和7年度から令和11年度の計画期間中における需要量の見込みと需要量の見込みに対応するサービス提供体制の確保方策を定める。

5-2 人口推計結果

○推計方法

・コーホートセンサス変化率法（直近3年）

※自然増減要因と社会増減要因を区別せず、過去における実績の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

※0歳の人口推計は、女性子ども比（直近1年：2.89%）

（「当該年の0歳児数」÷「15歳～49歳の女性の数」を出生率とする。

市民の生活の動線や施設の整備状況等を勘案し、下記の4区域とする。

○推計結果

・婦人子ども比:直近1年 **2.89%**
 ・センサス変化率:直近3年

年齢	実績					推計				
	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0歳	1,684	1,715	1,561	1,509	1,387	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
1歳	1,879	1,732	1,746	1,581	1,507	1,395	1,358	1,327	1,297	1,267
2歳	1,999	1,875	1,739	1,751	1,568	1,504	1,391	1,354	1,323	1,293
3歳	1,969	1,995	1,872	1,748	1,748	1,571	1,506	1,394	1,356	1,326
4歳	2,091	1,978	1,998	1,871	1,733	1,740	1,564	1,499	1,388	1,350
5歳	2,161	2,100	2,016	2,024	1,868	1,743	1,749	1,573	1,509	1,395
6歳	2,204	2,178	2,100	2,022	2,015	1,867	1,741	1,748	1,571	1,507
7歳	2,001	2,210	2,190	2,111	2,022	2,020	1,871	1,746	1,753	1,575
8歳	2,131	1,998	2,227	2,196	2,115	2,026	2,025	1,876	1,750	1,758
9歳	2,129	2,130	1,999	2,235	2,200	2,121	2,032	2,031	1,880	1,755
10歳	2,219	2,149	2,144	2,004	2,234	2,202	2,122	2,034	2,033	1,882
11歳	2,265	2,217	2,164	2,149	2,016	2,243	2,211	2,132	2,042	2,041
合計	24,732	24,277	23,756	23,201	22,413	21,781	20,889	20,003	19,161	18,384

5-3 教育・保育提供区域

提供区域	地域
①東部地区	中央東地区（福島駅東）、渡利支所、杉妻支所、東部支所
②西部地区	中央西地区（福島駅西）、清水支所、吉井田支所、吾妻支所
③南部地区	蓬萊支所、西支所、土湯温泉町支所、立子山支所、信夫支所、松川支所、飯野支所
④北部地区	北信支所、信陵支所、飯坂支所

●「教育・保育給付認定区分」

認定区分	対象となる子ども
1号認定	3歳から小学校就学前であって教育を希望することも
2号認定	3歳から小学校就学前であって保育の必要性があることも
3号認定	満3歳未満であって保育の必要性があることも

5-4 ①幼児教育・保育事業



	実績値					見込み量				
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
就学前児童数	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
3～5歳人口	6,221	6,073	5,886	5,643	5,349	5,054	4,819	4,466	4,253	4,071
0歳人口	1,684	1,715	1,561	1,509	1,387	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
1歳人口	1,879	1,732	1,746	1,581	1,507	1,395	1,358	1,327	1,297	1,267
2歳人口	1,999	1,875	1,739	1,751	1,568	1,504	1,391	1,354	1,323	1,293
申込者数	8,250	8,134	8,033	7,780	7,398	7,558	7,309	7,003	6,828	6,681
1号認定（3～5歳） ※入所者数	2,711	2,567	2,349	2,120	1,853	1,715	1,635	1,516	1,443	1,382
2号認定（3～5歳）	3,015	3,095	3,193	3,191	3,170	3,080	2,999	2,837	2,757	2,692
3号認定（0歳）	409	425	369	360	328	580	579	579	578	579
3号認定（1歳）	995	975	1,059	979	992	1,045	1,004	992	982	971
3号認定（2歳）	1,120	1,072	1,063	1,130	1,055	1,138	1,092	1,079	1,068	1,057
人口に占める申込者数の割合	70.0%	71.4%	73.5%	74.2%	75.4%	81.3%	82.2%	83.0%	84.0%	84.9%
1号認定（3～5歳） ※入所者数	43.6%	42.3%	39.9%	37.6%	34.6%	33.9%	33.9%	33.9%	33.9%	33.9%
2号認定（3～5歳）	48.5%	51.0%	54.2%	56.5%	59.3%	60.9%	62.2%	63.5%	64.8%	66.1%
3号認定（0歳）	24.3%	24.8%	23.6%	23.9%	23.6%	43.0%	43.9%	44.9%	45.9%	46.9%
3号認定（1歳）	53.0%	56.3%	60.7%	61.9%	65.8%	74.9%	73.9%	74.8%	75.7%	76.6%
3号認定（2歳）	56.0%	57.2%	61.1%	64.5%	67.3%	75.7%	78.5%	79.7%	80.7%	81.7%
【全国】25～44歳女性就業率	-	78.5%	79.9%	80.8%	81.4%	81.9%	82.5%	83.1%	83.7%	84.3%
【福島市】0～2歳保育申込率（4月）	-	47.5%	49.8%	51.1%	52.1%	53.1%	54.0%	55.0%	56.0%	57.0%
【福島市】3～5歳保育申込率（4月）	-	51.9%	55.6%	58.1%	59.4%	60.6%	61.9%	63.2%	64.5%	65.8%
【福島市】0～2歳保育申込率の増減	-	-	2.3%	1.3%	1.0%	1.0%	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%
【福島市】3～5歳保育申込率の増減	-	-	3.7%	2.5%	1.3%	1.2%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%

※「（0歳児）を育児休業の取得状況を踏まえ補正」 ※「女性の就業率の増加に伴う保育申込率の増加で補正」

第5章 需要量の見込みとサービス提供量の確保

5-4 ②地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業
- ⑦地域子育て支援拠点事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業
- ⑩ファミリーサポート・センター事業
- ⑪妊婦健康診査
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

【児童福祉法の改正により新たに位置づけられた事業】

- ⑬（新）子育て世帯訪問支援事業
- ⑭（新）児童育成支援拠点事業
- ⑮（新）親子関係形成支援事業
- ⑯（新）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- ⑰（新）産後ケア事業

①利用者支援事業

教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援を行う。

- ・（基本型）地域の子育て情報提供や子育てネットワークづくりの支援
- ・（特定型）保育所や保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援
- ・（こども家庭センター型）切れ目のない相談支援
- ・（妊娠等包括相談支援事業型）妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談

	(か所)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①実施か所数		3	3	3	3	3

	(か所)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量		4	4	4	4	4
②確保方策		4	4	4	4	4
基本型		1	1	1	1	1
特定型		1	1	1	1	1
こども家庭センター型		1	1	1	1	1
妊婦等包括相談支援事業型		1	1	1	1	1
乖離【②-①】		0	0	0	0	0

②延長保育事業

保育所等において在園児を対象に、通常の保育時間を延長して保育の実施を行う事業

	(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①実利用者数		833	931	907	884	872
0-5歳人口		11,783	11,395	10,932	10,484	9,811
人口に占める利用者数の割合		7.1%	8.2%	8.3%	8.4%	8.9%
利用者割合の増減			1.1%	0.1%	0.1%	
直近3年平均の利用者割合の伸び率					0.5%	

	(人)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量		869	870	865	870	878
②確保方策		869	870	865	870	878
乖離【②-①】		0	0	0	0	0

【推計】0-5歳人口	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
【推計】人口に占める利用者数の割合 (直近3年平均)	9.34%	9.79%	10.25%	10.70%	11.16%

③放課後児童クラブ

保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業。市内の小学校に通学する1年生から6年生までの児童を対象に実施

(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①実利用者数	3,134	3,398	3,419	3,556	3,863
1年生	819	888	854	901	906
2年生	709	822	828	793	914
3年生	618	630	710	773	751
4年生	479	511	477	534	652
5年生	301	364	354	338	402
6年生	208	183	196	217	238
6-11歳人口	12,949	12,882	12,824	12,717	12,602
人口に占める利用者数の割合	24.2%	26.4%	26.7%	28.0%	30.7%
利用者割合の増減		2.2%	0.3%	1.3%	2.7%
直近4年平均の利用者割合の伸び率					1.4%

(人)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	4,003	4,021	4,040	4,010	3,974
1年生	1,007	1,011	1,016	1,008	999
2年生	937	942	946	939	930
3年生	803	806	810	804	797
4年生	611	614	617	612	607
5年生	405	407	409	406	403
6年生	240	241	242	241	238
②確保方策	4,090	4,210	4,210	4,210	4,210
乖離【②-①】	87	189	170	200	236

【推計】6-11歳人口 12,479 12,002 11,567 11,029 10,518
 【推計】人口に占める利用者の割合 32.08% 33.50% 34.93% 36.36% 37.78%

④子育て短期支援事業

保護者が疾病、出産、育児疲れ、育児不安などにより、一時的に家庭で養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一時的にこどもの預かりを行う事業。

(人日)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①延べ利用者数	7	34	48	120	153
2-11歳人口	21,169	20,830	20,449	20,111	19,519
人口における1人あたり延べ利用回数	0.0003	0.0016	0.0023	0.0060	0.0078
延べ利用回数の増減		0.0013	0.0007	0.0036	
直近3年平均の延べ利用回数の伸び率				0.0019	

(人日)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	185	211	234	255	274
②確保方策	185	211	234	255	274
乖離【②-①】	0	0	0	0	0

【推計】2-11歳人口 19,037 18,212 17,387 16,605 15,882
 【推計】人口における1人あたり延べ利用回数(直近3年平均) 0.0097 0.0116 0.0135 0.0154 0.0172

⑤乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん)

乳児のいる家庭を対象に、こんにちは赤ちゃん応援隊、保健師、助産師等が訪問し親子の健康状態と育児状況や養育環境などの確認や助言を行い、子育てに関する情報提供等を行う事業

(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①実利用者数	1,771	1,635	1,514	1,355	

(人)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
②確保方策	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
乖離【②-①】	0	0	0	0	0

※推計人口の0歳児数

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等の専門スタッフが、養育に関する指導、助言等を行う事業

(人日)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①延べ利用者数	240	179	134	173	176
延べ利用回数の増減		0.75	0.75	1.29	1.02

※コロナ禍での減少によるため、直近の伸び率を使用
※令和6年度は、上半期の状況より推計

(人日)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	179	182	185	189	192
②確保方策	179	182	185	189	192
乖離【②-①】	0	0	0	0	0

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談、子育て講座、子育てサークル支援、情報提供等を実施する事業

(人回)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①延べ利用者数	52,094	54,889	58,190	61,583	62,381
0-5歳人口	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811
人口における1人あたり延べ利用回数	4.4211	4.8169	5.3229	5.8740	6.3583
延べ利用回数の増減		0.3958	0.5060	0.5511	
直近3年平均の延べ利用回数の伸び率				0.4843	

(①人回、実施か所数)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	63,650	65,114	65,895	67,459	69,062
	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所
②確保方策	63,650	65,114	65,895	67,459	69,062
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】0-5歳人口	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
【推計】人口における1人あたり延べ利用回数(直近3年平均)	6.8426	7.3269	7.8112	8.2955	8.7798

⑧一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園や認定こども園において在園児を対象として、教育時間以外の時間帯や長期休みの期間中に子どもを預かる事業

(人日)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①延べ利用者数	117,525	124,955	109,725	121,458	114,772
1号認定(入所者数)	2,711	2,567	2,349	2,120	1,853
人口における1人あたり延べ利用回数	43.3512	48.6774	46.7114	57.2915	61.9383
延べ利用回数の増減		5.3263	-1.9661	10.5801	
直近3年平均の延べ利用回数の伸び率				4.6468	

(人日)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	114,193	116,464	115,032	116,198	117,708
②確保方策	114,193	116,464	115,032	116,198	117,708
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】1号認定(入所者数)	1,715	1,635	1,516	1,443	1,382
【推計】人口における1人あたり延べ利用回数(直近3年平均)	66.5851	71.2319	75.8786	80.5254	85.1722

⑧一時預かり事業(一般型)

保育所等において、主に保育所や幼稚園等に通っていない乳幼児を対象として、保護者がパート就労や病気、育児リフレッシュなどの場合に、一時的に子どもを預かる事業

(人日)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①延べ利用者数	5,787	6,061	4,770	5,386	5,114
0-5歳人口	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811
人口における1人あたり延べ利用回数	0.4911	0.5319	0.4363	0.5137	0.5213
延べ利用回数の増減		0.0408	-0.0956	0.0774	
直近3年平均の延べ利用回数の伸び率				0.0075	

(人日)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	4,919	4,766	4,588	4,484	4,397
②確保方策	4,919	4,766	4,588	4,484	4,397
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】0-5歳人口	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
【推計】人口における1人あたり延べ利用回数(直近3年平均)	0.5288	0.5363	0.5439	0.5514	0.5589

⑨病児・病後児保育事業

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、保育所等において病気のこどもを一時的に保育するほか、保育所等において保育中に体調不良となったこどもへの緊急対応を行う事業

(人日)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①延べ利用者数	767	1,120	1,312	1,617	1,805
0-5歳人口	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811
人口における1人あたり延べ利用回数	0.0651	0.0983	0.1200	0.1542	0.1839
延べ利用回数の増減		0.0332	0.0217	0.0342	
直近3年平均の延べ利用回数の伸び率				0.0297	

(人日)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	1,987	2,163	2,304	2,462	2,616
②確保方策	1,987	2,163	2,304	2,462	2,616
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】0-5歳人口	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
【推計】人口における1人あたり延べ利用回数(直近3年平均)	0.2137	0.2434	0.2731	0.3028	0.3325

⑩ファミリーサポートセンター事業

子育ての助けがほしい人(利用会員)、子育てのお手伝いをしたい人(協会員)、両方を兼ねる人(両方会員)が登録し、子育ての相互援助活動を行う事業

(人日)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①延べ利用者数	2,869	2,537	3,157	3,523	3,671
0-5歳人口	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811
6-11歳人口	12,949	12,882	12,824	12,717	12,602
人口における1人あたり延べ利用回数	0.1160	0.1045	0.1329	0.1518	0.1638
延べ利用回数の増減		-0.0115	0.0284	0.0190	
直近3年平均の延べ利用回数の伸び率				0.0119	

(人日)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	3,828	3,921	3,993	4,054	4,109
②確保方策	3,828	3,921	3,993	4,054	4,109
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】0-5歳人口	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
【推計】6-11歳人口	12,479	12,002	11,567	11,029	10,518
【推計】人口における1人あたり延べ利用回数(直近3年平均)	0.1757	0.1877	0.1996	0.2116	0.2235

⑪妊婦健康診査

妊婦健康診査にかかる費用について、最大15回まで助成する事業

(人日)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①延べ利用者数	22,078	20,001	18,732	17,630	

【参考】 ※一人当たり健診回数(最大)：15回

(人)	2025	2026	2027	2028	2029	2030
出生数(推計)	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235	1,213

(人)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	19,785	19,335	18,885	18,525	18,195
②確保方策	19,785	19,335	18,885	18,525	18,195
乖離【②-①】	0	0	0	0	0

⑫実費徴収に係る補足給付事業

幼稚園や保育所における食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業

(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①実利用者数	226	245	208	193	178
0-5歳人口	11,783	11,395	10,932	10,484	9,811
人口に占める利用者数の割合	1.9%	2.2%	1.9%	1.8%	1.8%
利用者割合の増減		0.2%	-0.2%	-0.1%	
直近3年平均の利用者割合の伸び率				-0.03%	

(人)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	166	157	147	139	133
②確保方策	166	157	147	139	133
乖離【②-①】	0	0	0	0	0
【推計】0-5歳人口	9,302	8,887	8,436	8,132	7,866
	1.8%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%

●児童福祉法の一部改正により、新たに位置づけられた事業

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 推計児童数(0～17歳)(人)	35,083	34,131	33,196	32,255	31,364

⑬子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

- ・対象：要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等（支援を要するヤングケアラー含む）
- ・内容：訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する助言等を行う
例) 調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

年度	世帯数	実施回数
R4実績	16	378
R5実績	17	289
R6見込み	18	380

※【見込み量(人日)】 = 【A推計児童数(人)】 × 【C対象世帯数(世帯)】 ÷ 【B全児童数(人)】 × 【D平均利用日数(日)】

(人日)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	385	374	364	354	344
②確保方策	385	374	364	354	344
乖離【②-①】	0	0	0	0	0

	令和6年
B 全児童数(0～17歳)(人)	36,100
C 対象世帯数(世帯)	18
D 平均利用日数(日)	22

⑭児童育成支援拠点事業

虐待や不登校など、大きな課題を抱え、家庭や学校に居場所がない学齢期の児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供等包括的な支援を行うことにより、こどもの最善の利益の保証と健全な育成を図る事業です。

今後、国・県の動向や利用者のニーズを踏まえながら、実施の在り方を検討します。

⑮ペアレント・トレーニング（親子関係形成支援事業）

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイング等を通じて、こどもの心身の発達等に応じた情報の提供や相談・助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

本市では、ペアレント・トレーニングを本事業に位置づけし実施します。

(人)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	16	16	16	16	16
②確保方策	16	16	16	16	16
乖離【②-①】	0	0	0	0	0

【ペアレント・トレーニング実績】
令和5年度：8組

⑩産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。

※【量の見込み(人日)】 = [A推計産婦数(人)] × [C利用見込み産婦数(人)] ÷ [B全産婦数(人)] × [D平均利用日数(日)]

(人日)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量	458	448	438	427	419
②確保方策	458	448	438	427	419
乖離【②-①】	0	0	0	0	0

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
A 推計産婦数(人)	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235

※推計産婦数は、推計人口の0歳児の数値を使用

	令和6年
B 全産婦数(人)	1387
C 利用見込み産婦数(人)	134
D 平均利用日数(日)	3.52 ※5年平均値を使用

9.7% ※令和6年度の見込数を使用

(人日)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①延べ利用者数	107	123	157	356	
②提供量	107	123	157	356	
乖離【②-①】	0	0	0	0	0

産婦数(人)	1,684	1,715	1,561	1,509	1,387
産後ケア事業利用者数(人)	28	29	47	104	134
産後ケア事業利用日数(日)	107	123	157	356	372

利用者割合	1.7%	1.7%	3.0%	6.9%	9.7%
1人の平均利用日数	3.82	4.24	3.34	3.42	2.78
利用日数平均(5年間)					3.52

⑪乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等の施設において、乳児や幼児等、満3歳未満のこども(保育所に入所しているこどもを除く。)に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳児や幼児、その保護者の心身の状況や養育環境を把握するため、保護者との面談や保護者に対する子育てについての情報提供、助言、その他の援助を行います。

※【量の見込み(必要利用定員数:人日)】 = [必要受入れ時間数] ÷ [定員一人1月当たりの受入れ可能時間数(176時間)]

※0歳児補正(対象が0歳6ヵ月からのため1/2)及び アンケート調査による補正(希望者:76.4%)

(人日)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
①見込み量(必要利用定員数:0歳)	17	16	15	15	14
②確保方策	4	16	15	15	14
乖離【②-①】	-13	0	0	0	0
①見込み量(必要利用定員数:1歳)	15	15	15	14	13
②確保方策	3	15	15	14	13
乖離【②-①】	-12	0	0	0	0
①見込み量(必要利用定員数:2歳)	16	13	12	11	10
②確保方策	4	13	12	11	10
乖離【②-①】	-12	0	0	0	0

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
推計児童数(0歳)(人)	1,349	1,319	1,289	1,259	1,235
推計児童数(1歳)(人)	1,395	1,358	1,327	1,297	1,267
推計児童数(2歳)(人)	1,504	1,391	1,354	1,323	1,293
就園児童数(0歳)(人)	580	579	579	578	579
就園児童数(1歳)(人)	1,045	1,004	992	982	971
就園児童数(2歳)(人)	1,138	1,092	1,079	1,068	1,057
未就園児童数(0歳)(人)	769	740	710	681	656
未就園児童数(1歳)(人)	350	354	335	315	296
未就園児童数(2歳)(人)	366	299	275	255	236
必要受入れ時間数(0歳)(時間)	7,690	7,400	7,100	6,810	6,560
必要受入れ時間数(1歳)(時間)	3,500	3,540	3,350	3,150	2,960
必要受入れ時間数(2歳)(時間)	3,660	2,990	2,750	2,550	2,360

※正式な対象年齢は、0歳半から満3歳未満だが、推計上は0～2歳の数値を使用している。

※未就園児数=推計児童数-3号認定の量の見込みで算出している。

※必要受入れ時間数=0～2歳の未就園児数×月一定時間(10時間)

第6章 計画の推進

6-1 計画の推進 ・計画の広報 ・関係機関との連携と協働 ・こども・若者の意見を施策に反映

6-2 計画の点検 ・社会福祉審議会児童福祉専門分科会